

令和6年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。
ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点: 20 点）

同一の訴訟手続において、原告・被告間に複数の請求が定立され、裁判所によって審理・判断される状態のことを、請求の（ア）という。請求の（ア）は、原告が訴訟の当初から複数の請求を定立する場合のほか、訴訟の係属中に、原告による訴えの（イ）または被告による反訴の提起によって生じる場合がある。

原告は、当初から複数の請求を定立したり、訴訟係属中に訴えの（イ）をしたりすることによって、関連する請求の審判を同一の訴訟手続において求めることができる。被告にも、本訴の手続内で本訴請求と関連する請求の審判を求めることを認めるのが公平であり、また、関連する請求の審判のために本訴の手続を利用できたほうが、別訴によるよりも審理を効率的に行い、判断の矛盾を避けることができる。以上の反訴の制度趣旨は、本訴請求と反訴請求が関連する場合のほか、反訴請求が本訴請求に対する（ウ）と関連する場合にもあてはまる。後者の場合にあたるのは、たとえば、本訴請求が金銭債権の支払請求であり、被告がこれに対して相殺の抗弁を提出し、反訴請求として自働債権の残額の給付請求をする場合のように、本訴請求に対する抗弁事実と反訴請求の（エ）事実の間に共通点が認められる場合である。

請求の（ア）は、訴訟係属中に原告または被告が中間確認の訴えを提起した場合にも生じる。たとえば、所有権に基づく不動産の明渡請求訴訟において、前提問題である当該不動産の所有権の帰属につき原告・被告間に争いがあるとしよう。この場合に、請求を認容または棄却する終局判決がされて確定しても、所有権が原告・被告のいずれに帰属しているかについては（オ）が生じない。原告または被告は、中間確認の訴えを利用することによって、自己の所有権の存否について（オ）ある判断を得ることができる。

Ⅱ. 弁論の分離をするかどうかは、一般的には裁判所の裁量に委ねられているが、数個の請求について統一的な審判を保障するために、弁論の分離が禁止されている場合もある。その具体例を2つ挙げなさい(明文の規定がある場合には、条文を挙げるのではなく、民事訴訟法上の概念を挙げること)。

(配点: 10 点)

Ⅲ. 事実に関する当事者の主張は、原則として自由に撤回することができる。しかし、自白については、撤回が制限されている。その理由を、自白の効果に言及しつつ、5行程度で説明しなさい。

(配点: 20 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄ア～スに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①、②に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号まで特定すること。）。なお、空欄キについては、（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。また、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

警察官職務執行法（ ① ）が規定する職務質問は、過去に行われた犯罪だけでなく、将来行われるであろう犯罪をも対象としており、その点で犯罪の（ ア ）ということも目的とした制度である。また、過去の犯罪を対象とする場合でも、「何らかの」犯罪というかたちで、いまだ特定されていない犯罪をも対象としている点で、特定の犯罪を対象とし、その解明と訴追を目的とする（ イ ）とは異なる。そこから、法的性格は、（ ウ ）警察活動たる（ イ ）ではなく、犯罪の（ ア ）や鎮圧等を目的とする（ エ ）警察活動であるといわれることが多い。

警察官が職務質問を行う過程において、その対象者が爆発物等の危険物や、覚醒剤等の犯罪の（ オ ）を所持している疑いが生じることがある。そうした場合に、警察官が、その発見を目的として、その者の着衣や携帯品を調べることを、一般に（ カ ）という。このように、（ カ ）は、実務上、職務質問と一体のものとして行われるところ、警察官職務執行法には、（ カ ）を認める明文規定が（キ ある・ない）。

最判昭和 53 年 6 月 20 日（刑集 32 巻 4 号 670 頁）は、（ カ ）の可否について、「職務質問に（ ク ）してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。」とした上、その限界については、「任意手段である職務質問の（ ク ）行為として許容されるのであるから、所持人の（ ケ ）を得て、その限度においてこれを行うのが原則であることはいうまでもない。」としつつも、「（ コ ）に至らない程度の行為は、（ サ ）にわたらない限り、（ カ ）においても許容される場合があると解すべきである。」とし、その判断基準については、「所持品について（ コ ）及び

押収を受けることのない権利は憲法（ ② ）の保障するところであり、（ コ ）に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常にかかる行為が許容されるものと解すべきでないことはもちろんであつて、かかる行為は、限定的な場合において、（ カ ）の（ シ ）、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで（ ス ）と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである。」と判示した。

Ⅱ. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20 点）

- 1 訴訟条件の具体例（3行）
- 2 自由心証主義及び自白の補強法則の意義並びに両者の関係（6行）

[このページは空白です。]